

職場の医療保険（健康保険、船員保険など）に加入しているか、生活保護を受けている人以外は、すべて現在住んでいる市町村の国民健康保険に加入しなければなりません。会社などを退職して職場の医療保険の資格がなくなった場合などは、直ちに国保加入の義務が生じます。2週間以内に入入手続きをしてください。



保険証の加入・喪失の届け出はお早めに

国保への加入の届け出が遅れると、保険料は届け出の時点ではなく、資格取得の時点までさかのぼって計算されるため、一度に負担がかかります。早めに届け出をしてください。また退職後20日以内であれば、任意継続制度の利用ができる場合もあります。どちらを選択すれば良いのかなどの相談もお受けします。

また、すでに他の医療保険に加入していながら国保の資格喪失届をしていない場合も早めに届け出をしてください。

問い合わせ先 保険年金課（ 20 3203 ）

浄水施設見直し検討委員 決定！

水道局では、浄水施設建設の見直しを行うため、学識経験者と公募による市民で構成する検討委員会（7人）を設置します。（順不同・敬称略）

- 早川 哲夫 麻布大学環境政策学科教授
 - 湯浅 晶 岐阜大学流域圏科学研究センター教授
 - 檜谷 治 鳥取大学工学部土木工学科助教授
 - 増田 貴則 鳥取大学工学部社会開発システム工学科講師
 - 渡辺 光子 市民公募委員
 - 福田 正美 市民公募委員
 - 田中 勇 市民公募委員
- 問い合わせ先 水道局浄水場建設課（ 53-7952 ）



新築された住宅については、新築後一定期間の固定資産税が2分の1に減額されます。

減額要件 専用住宅および住宅部分の割合が2分の1以上の併用住宅（住宅に付属する車庫、物置なども含む）



【固定資産税】

新築時期	H12.1.2からH13.1.1までの新築分	H13.1.2以降の新築分
床面積（併用住宅であっては居住部分の床面積）	40㎡（一戸建以外の貸家住宅にあっては35㎡）以上280㎡以下	50㎡（一戸建以外の貸家住宅にあっては35㎡）以上280㎡以下

新築住宅に対する軽減措置

減額される範囲 住宅部分の床面積のうち、120平方メートルを限度に軽減

減額される期間

一般の住宅 新築後3年度分

3階建以上の中高層の住宅で、建築基準法の耐火住宅 新築後5年度分

提出書類

この減額を受けるためには、「新築住宅等に対する固定資産税の減額申告書」の提出が必要です。

問い合わせ先 固定資産税課（ 20 3133 ）

出資金投資商法には手を出さないで！

「健康食品の販売代理店に投資すれば元金が1年で倍額になる」などの甘い言葉で“出資金”を集める出資金投資商法への苦情が、全国の消費生活センターに寄せられています。

苦情は主に「“出資金”などの名目で金を“投資”したが、約束の配当が支払われない」といったものです。“投資”の対象となる営業は、“国際ボランティア団体”“エステサロン”“新規事業”などさまざまですが、最近では、“健康食品”の販売に関連したケースが多くなっています。業者は事件の発覚を遅らせるため、最初の1～2回は配当を行って加入者を信用させるなど極めて悪質です。

悪質業者に“出資”することのないようくれぐれも注意し、おかしいと感じたら消費生活センターに相談を。



相談窓口

鳥取県立消費生活センター 東部消費生活相談室
（ 26-7604・7605 / F A X 26-8144 ）